



広島弁護士会

なやんだら 相談しんさい 頼りんさい

市 民 法 律 講 座

第1回 5月9日(木) 午後6時～午後7時30分

借地借家法 ～借家編～

第2回 5月16日(木) 午後6時～午後7時30分

民事執行・保全法の基礎

第3回 5月23日(木) 午後6時～午後7時30分

働き方改革

第4回 5月30日(木) 午後6時～午後7時30分

所有者や相続人がいない場合の財産管理

～不在者財産管理人・相続財産管理人～

第5回 6月6日(木) 午後6時～午後7時30分

境界トラブルの対処法

受講料：無 料

申込みについて

場 所：広島弁護士会館2階大会議室A



① 往復はがき、ファックス又はメールのいずれかの方法で、住所・氏名(ふりがな)・年齢をご記入の上お申込みください。

往復はがき宛先：〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-73 広島弁護士会「市民法律講座」係

メールアドレス：kouza@hiroben.or.jp

ファックス：裏面の申込票をご利用ください。

※申込みの際に記載された個人情報は、今後の市民法律講座等の広島弁護士会行事のご案内のために利用させていただきます。

お問い合わせTel:082-228-0230

② 申込期間：参加される初回の1週間前金曜日まで
例：第3回5月23日に最初に参加される場合は

5月17日(金)まで

定員：120名(先着順)

同時開催：無料法律相談会

日 時： 5月9日、5月16日、5月23日、5月30日、6月6日

講座終了後 19:30～20:00 (但し、お一組30分まで)

要予約：住所・氏名・連絡先・相談希望日を明記のうえファックス(裏面の申込票をご利用ください)またはメール(kouza@hiroben.or.jp)にて、各開催日の1週間前までに「市民法律講座」係までお申し込みください。

お申し込み多数の場合はお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

内 容：市民法律講座の各回のテーマに関連する内容の法律相談をお受けいたします。

主 催 広島弁護士会

後 援 広島県・広島市

広島弁護士会 市民法律講座係 宛 (FAX : 082-228-0418)

御希望する () に○をしてください。

申込者連絡先

お名前		フリガナ
ご住所		
ご連絡先	電話	
	FAX	
	メール	

※連絡先等の個人情報は、今後の弁護士会からの各種イベント等のご案内のみに使用させていただきます。

市民法律講座参加申込票

市民法律講座に参加します ()

参加予定講座 () 全回に参加 () 右に○をした回に参加	第1回	5月9日	借地借家法～借家編～
	第2回	5月16日	民事執行・保全法の基礎
	第3回	5月23日	働き方改革
	第4回	5月30日	不在者財産管理人・相続財産管理人
	第5回	6月6日	境界トラブルの対処法

無料法律相談申込票

無料法律相談に申し込みます ()

希望相談日 (○をして下さい)	5/9, 5/16, 5/23, 5/30, 6/6
-----------------	----------------------------

※市民法律講座の各回のテーマに関連する内容の法律相談をお受けいたします。